

令和7年4月1日

## 行動計画（第5回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

### 【目 標 1】育児休業法の社員への周知徹底の継続

《対 策》

- 令和7年4月～育児休業制度や運用についての管理職への周知徹底の継続（毎月1回会議等）  
育児休業制度や運用についての社員への周知徹底の継続（各現場訪問）

### 【目 標 2】所定外労働の削減を引き続き実施する。

《対 策》

- 令和7年4月～①所定外労働の軽減実施を継続する  
管理職への周知徹底（毎月1回の会議等）  
社員への周知徹底（各現場訪問）
- ②年次有給休暇取得の促進
- ③短時間労働から正社員制度の導入

### 【目 標 3】“行動計画書”のインターネットでの閲覧を社員に周知する

《対 策》

- 令和7年4月～管理職への周知徹底（毎月1回の会議等）  
社員への周知徹底（各現場訪問）